

自動販売機設置事業者募集要項

令和8年4月20日

都市整備部都市政策課

都市整備部建設課

商工観光部観光まちづくり推進課

自動販売機設置事業者募集要項

この募集要項には、募集への参加方法や募集物件についての案内等を掲載しています。募集に参加される際は、本要項を熟読の上、お申込みください。

なお、募集物件については、提案の前に現地及び関係する諸規制を必ずご確認ください。

1 目的

この要項は、あきる野市が管理する施設の利便性の向上及び市の歳入の増加を図るため、地方自治法第238条の4第2項4号及び都市公園法第5条第1項の規定に基づき、自動販売機の設置及び管理運営を行う自動販売機設置業者を選定するための必要な手続きを定めたものになります。

2 募集物件（貸付物件）

- (1) 募集物件（貸付物件）は、6ページ「貸付物件一覧」のとおりとなります。自動販売機の配置図は、別紙「案内図・設置箇所」に記載しています。
- (2) 募集要項に記載された物件内容が現況と異なる場合は、現況を優先します。
- (3) 物件により、市が許可する範囲で、設置位置を変更することが可能な場合があります。

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 法人にあっては東京都内に本店、支店又は営業所がある法人、個人にあってはあきる野市内に居住し、あきる野市内で事業を営んでいる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者でないこと。
- (5) 国税、都税又はあきる野市税の未納がないこと。
- (6) 本募集要項に定める条件及び法令等を遵守し、借受人自らが貸付物件（入札物件）に飲料等を販売する自動販売機を設置し、貸付期間中継続して営業及び運営をする事業（以下「自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力を有する者であること。
- (7) 令和6年度及び令和7年度において、自動販売機設置運営事業の実績を有していること。

4 申込みに必要な書類

- (1) 申込者が法人の場合
 - ア 応募申込書【様式1】
 - イ 売上手数料率提示書【様式2】（物件ごとに封筒に入れ、代表者の印鑑登録証明書の印を割印し、封筒表面に法人名、代表者氏名及び物件番号を記載してください。）
 - ウ 販売品目一覧【様式3】
 - エ 設置する自動販売機のカatalog等（寸法、消費電力等が確認できるもの）
 - オ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - カ 代表者の印鑑登録証明書
 - キ 国税の納税証明書（その1）（税目「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の直近の

証明書)

ク 市税の納税証明書(税目「法人市民税」及び「固定資産税」) ※あきる野市内に本店、支店又は営業所等を有する法人のみ。該当しない場合は提出不要です。

(2) 申込者が個人の場合

ア 応募申込書【様式1】

イ 売上手数料率提示書【様式2】(物件ごとに封筒に入れ、申込者の印鑑登録証明書の印を割印し、封筒表面に申込者氏名及び物件番号を記載してください。)

ウ 販売品目一覧【様式3】

エ 設置する自動販売機のカatalog等(寸法、消費電力等が確認できるもの)

オ 身分証明書(本籍地の市区町村で発行した破産者等でないことの証明書)

カ 申込者の印鑑登録証明書

キ 国税の納税証明書(その1)(税目「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」の直近の証明書2種類)

ク 市税の納税証明書又は非課税証明書(税目「市・都民税」及び「固定資産税」の直近の証明書2種類。なお、固定資産を所有していない場合については、「市・都民税」の証明書のみを提出してください。)

※ 証明書等の書類について

応募書類の「商業登記簿謄本」、「印鑑登録証明書」、「納税等の証明書」及び「身分証明書」は、いずれも発行後3か月以内のものを提出してください。複数の物件を申込みされる場合、イ(貸付料率提示書)以外の書類は1組の提出で構いません。ただし、物件により販売品目又は設置する自動販売機が異なる場合、ウ又はエはそれぞれ提出してください。

※ 提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

※ あきる野市が必要と判断した場合には、上記のほかに追加資料を提出していただくことがあります。

5 契約上の主な条件

(1) 貸付契約の内容

地方自治法第238条の4第2項4号及び都市公園法第5条第1項の規定に基づく自動販売機の設置に関する許可に当たり、賃貸借契約を締結するものになります。

(2) 貸付料

自動販売機設置者は、貸付料を納付するものとします。

貸付料は、貸付基本額及び売上手数料【売上金額に売上手数料率を乗じて得た額(1円未満の端数がある場合にはこれを四捨五入する。)]の合計額です。各物件の貸付基本額及び最低売上手数料率は、6ページ「貸付物件一覧」のとおりです。

(3) 貸付期間

貸付期間は、**令和8年7月1日から令和11年6月30日まで(3年間)**です。

(4) 貸付物件の用途等

貸付物件は、自動販売機設置運営事業の用途(以下「指定用途」という。)に供さなければなりません。また、自動販売機(電気配線設備及び電力等使用量計測用子メーターを含む。)及び回収ボックスの設置・運営に伴う工事費用、光熱水費等の費用は、借受人の負担とします。

なお、物件番号1~5につきましては、市が電気配線設備を設置しているため、市と協議した上で当該設備の利用を可能とします。

(5) 禁止事項

- ア 貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。
- イ 貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置することはできません。
- ウ 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。
- エ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。
- オ 貸付物件に設置する自動販売機で酒税法（昭和28年法律第6号）第2条に規定する酒類又はその類似品を販売することはできません。

(6) 貸付物件の引渡し及び返還

貸付物件は、貸付期間の初日に現況有姿の状況で引き渡します。

返還は、引渡し時点と同じ状態の原状に回復して行わなければなりません。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

(7) 自動販売機及び回収ボックスの設置

ア 自動販売機（電力等使用量計測用子メーターを含む。）は、貸付面積内に収まるものとし、回収ボックスが使用可能な状態で常時設置されていること。

イ 省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。

ウ 災害や緊急事態の発生で停電時になったときに対応する災害救援ベンダーを搭載した機械を設置すること。

貸付物件により、設備要件（ラッピングや防犯カメラの設置など）があるため、別表「貸付物件一覧」において確認すること。

エ 低い位置にあるボタンやかがまらずに商品が取れる取出口などすべての人に使いやすく開発されたユニバーサルデザイン機の導入に努めること。

オ 売上金額、売上個数及び使用電力量を所定書式により報告すること。

カ 貸付期間の開始後、施設管理者の指示に従い、速やかに指定の位置に自動販売機、回収ボックスを設置し、設置後は、その完了した旨を当該施設管理者に報告すること。

キ 自動販売機及び回収ボックスの設置に当たっては、施設のく体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分に配慮すること。

ク 電気配線設備及び子メーターの設置は、設置事業者の負担で行うこと（市が電気配線設備を整備済みの物件については、子メーターのみ設置すること）。電気工事を行う際は、施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その旨を直ちに当該施設管理者に報告し、検査を受けること。

ケ 自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、施設管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。

コ 自動販売機には、販売し管理する者の会社名又は管理者名、連絡先を必ず明記すること。

サ 物件1～5については、電子マネー決済対応機（交通系電子マネー必須）であること。

シ 物件4～15については、自動販売機の前面に、「この自動販売機の売り上げの一部は、公園の遊具等の整備に役立てられています」との旨の記載を行うこと。

(8) 自動販売機の販売品

ア 販売品は、貸付物件一覧の販売品目のおりとする。

イ 販売品の維持管理及び補充は、借受人の責任において行うこと。

ウ 関係法令を遵守し、賞味期限など販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。

エ 販売品の販売価格は、その品目の標準販売価格（定価）を超えない金額に設定すること。

6 申込方法等

申込みに当たっては、本募集要項を熟読し、契約の条件、現地の状況等を御自身で確認の上、お申込みください。

- (1) 受付期間 **令和8年4月20日(月)から5月15日(金)まで(土・日、祝日を除く。)**
午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 受付場所 〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地
あきる野市役所3階 都市整備部都市政策課
電話番号(042)558-1111 内線2711
- (3) 申込方法 前記(2)の受付場所に直接書類を持参してください。
郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

7 落札者の決定

落札者は、最低売上手数料率以上の率をもって有効な応募を行った者のうち、最も高い率を提示した者とします。

また、落札者となるべき同率の入札をした者が2人以上あるときは、開札立会職員が「くじ」を引き落札者を決定します。

8 開札日

令和8年5月19日(火)午前10時

あきる野市役所庁舎504会議室

※物件1番から順に落札者等を発表します。申込者が来場する必要はありません。

全ての物件の落札者等については、当日中にホームページに掲載する予定です。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札
- (2) 入札事項を記載しない提示書又は一定の数字をもって貸付料率を表示しない提示書による入札
- (3) 同一物件の入札について、2通以上の提示書を提出した者の入札
- (4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 提示書の貸付料率を訂正した入札
- (6) 入札者の記名押印のない提示書による入札
- (7) 提示書の記載事項が不明な入札
- (8) 入札に関し、不正行為があった者の入札
- (9) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (10) 最低貸付料率に達しない貸付料率で入札した者の入札
- (11) 本募集要項で指定した以外の方法による入札

10 契約の締結等

落札者は、令和8年6月23日(火)までにあきる野市と自動販売機の設置に関する契約(以下「本件契約」という。)を締結すること。

また、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、借受人(落札者)の負担となります。

なお、本件契約を締結しない場合は、落札は無効となります。

11 貸付料及び電気料の納入

貸付料及び自動販売機に係る電気料については、次の算定式により算出し、6か月ごとに市が発行する納入通知書により請求します(1円未満の端数がある場合にはこれを四捨五入する。)

なお、納入期限については、納入通知書に定める日になりますが、納入期限が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入期限とします。

【貸付料(月額) = 貸付基本額 + (毎月の売上金額 × 売上手数料率)】

【電気料(月額) = (電力量料金単価 ± 燃料費調整単価 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金) × 借受者が設置した子メーターの表示する使用電力量】

12 その他

(1) 事情により予告なく公募を変更し、又は取りやめる場合があります。

この場合、応募者及び公募に参加しようとする者が損失を受けても、あきる野市は補償の責めを負いません。

(2) 本募集要項に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

物件1、2 〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地

あきる野市役所3階 建設課

電話番号(042)558-1111 内線2731

物件3 〒197-0814 東京都あきる野市五日市411番地

あきる野市役所五日市出張所1階 観光まちづくり推進課

電話番号(042)595-1135

物件4～15 〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地

あきる野市役所3階 都市政策課

電話番号(042)558-1111 内線2711

貸付物件一覧

物件番号	貸付箇所所在地	担当課	貸付基本額(年額)	最低売上料率	貸付面積	販売品目	概要	参考資料令和6年度売上本数実績
1	JR秋川駅北口広場エレベーター横	建設課	2,890円	25%	1.0㎡	清涼飲料水、乳酸菌飲料(缶・ペットボトル・紙パック等)	①災害救援ベンダー搭載機 ②自動販売機には、市の取組をPRする内容のラッピングを施すこと(内容については、別途調整する)。 ③電子マネー決済対応機(交通系電子マネー必須)であること。 ④同じ場所には、自動販売機4台を設置予定(本物件のほか、物件番号2、飲料兼おむつ販売機1機、アイス専用自動販売機1機)	6640本
2	JR秋川駅北口広場エレベーター横	建設課	2,890円	25%	1.0㎡	清涼飲料水、乳酸菌飲料(缶・ペットボトル・紙パック等)	①災害救援ベンダー搭載機 ②自動販売機には、市の取組をPRする内容のラッピングを施すこと(内容については、別途調整する)。 ③電子マネー決済対応機(交通系電子マネー必須)であること。 ④同じ場所には、自動販売機4台を設置予定(本物件のほか、物件番号1、飲料兼おむつ販売機1機、アイス専用自動販売機1機)	新規設置
3	フレア五日市館谷台26-1	観光まちづくり推進課	2,890円	25%	1.0㎡	清涼飲料水、乳酸菌飲料(缶・ペットボトル・紙パック等)	①災害救援ベンダー搭載機 ②自動販売機には、市の取組をPRする内容のラッピングを施すこと(内容については、別途調整する)。 ③電子マネー決済対応機(交通系電子マネー必須)であること。 ④同じ場所には、自動販売機2台を設置予定(本物件のほか、アイス専用自動販売機1機)	新規設置
4	秋留野広場秋川一丁目10	都市政策課	2,890円	20%	1.0㎡	清涼飲料水、乳酸菌飲料(缶・ペットボトル・紙パック等)	①災害救援ベンダー搭載機 ②防犯カメラ(自動販売機内蔵型可能)を設置すること。 ③電子マネー決済対応機(交通系電子マネー必須)であること。 ④同じ場所には、自動販売機2台を設置予定(本物件のほか、アイス専用自動販売機1機)	4370本
5	秋留野公園秋留四丁目4-3	都市政策課	2,890円	20%	1.0㎡	清涼飲料水、乳酸菌飲料(缶・ペットボトル・紙パック等)	①災害救援ベンダー搭載機 ②電子マネー決済対応機(交通系電子マネー必須)であること。 ③同じ場所には、自動販売機2台を設置予定(本物件のほか、アイス専用自動販売機)	2164本
6	もくせい公園秋川六丁目9	都市政策課	2,890円	15%	1.0㎡	清涼飲料水、乳酸菌飲料(缶・ペットボトル・紙パック等)	災害救援ベンダー搭載機	2134本
7	大塚公園雨間225	都市政策課	2,890円	15%	1.0㎡	清涼飲料水、乳酸菌飲料(缶・ペットボトル・紙パック等)	災害救援ベンダー搭載機	974本
8	大塚原っぱ公園秋川五丁目4	都市政策課	2,890円	15%	1.0㎡	清涼飲料水、乳酸菌飲料(缶・ペットボトル・紙パック等)	災害救援ベンダー搭載機	658本
9	早道場公園秋川二丁目11	都市政策課	2,890円	15%	1.0㎡	清涼飲料水、乳酸菌飲料(缶・ペットボトル・紙パック等)	災害救援ベンダー搭載機	2364本
10	仲田公園小川東一丁目17	都市政策課	2,890円	15%	1.0㎡	清涼飲料水、乳酸菌飲料(缶・ペットボトル・紙パック等)	災害救援ベンダー搭載機	1301本
11	森ノ根公園原小宮二丁目8-7	都市政策課	2,890円	15%	1.0㎡	清涼飲料水、乳酸菌飲料(缶・ペットボトル・紙パック等)	災害救援ベンダー搭載機	1509本
12	石神公園原小宮一丁目18	都市政策課	2,890円	15%	1.0㎡	清涼飲料水、乳酸菌飲料(缶・ペットボトル・紙パック等)	災害救援ベンダー搭載機	2425本
13	森の下公園伊奈851-2	都市政策課	2,890円	15%	1.0㎡	清涼飲料水、乳酸菌飲料(缶・ペットボトル・紙パック等)	災害救援ベンダー搭載機	2269本
14	楓ヶ原公園引田509	都市政策課	2,890円	15%	1.0㎡	清涼飲料水、乳酸菌飲料(缶・ペットボトル・紙パック等)	災害救援ベンダー搭載機	1771本
15	桜野みんなの公園引田19-1	都市政策課	2,890円	15%	1.0㎡	清涼飲料水、乳酸菌飲料(缶・ペットボトル・紙パック等)	災害救援ベンダー搭載機	新規設置

【注意事項】

- ① 全ての物件は屋外の設置となります。
- ② 全ての自動販売機について、「災害支援ベンダー搭載機」であること。
- ③ 物件番号4～15については、「この自動販売機の売り上げの一部は、公園の遊具等の整備に役立てられます」と表示すること。
- ④ 各物件の設置場所等の詳細は、別添の自動販売機予定箇所図(以下「箇所図」という。)をご参照ください。必ず現地を確認した上でご応募ください。設置位置の詳細等は、設置業者決定後に市と協議するものとします。
- ⑤ 容器回収ボックスの面積は貸付面積から除くものとする。(大きさは担当課と協議のうえ決定する。)
- ⑥ 電気配線設備及び子メーター設置費用、電気使用料は、自動販売機設置者の負担で行うものとします。なお、市が電源配線設備を設置している物件(物件番号1,2,3,4,5)については、市と協議した上で当該設備の利用を可能とする。

各担当課の連絡先

建設課 042-558-1111(内線2731)

観光まちづくり推進課 042-595-1135(直通)

都市政策課 042-558-1111(内線2711)